

せせらぎ水路管理会に関する要綱

令和 7 年 4 月 1 日改正

建設局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、下水処理水の有効活用を促進し、水辺空間の創造及び健全な地域コミュニティの発展育成に資することを目的として、せせらぎ水路の活用を積極的に行なおうとする団体等（以下「せせらぎ水路管理会」という。）に関して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第 2 条 本要綱の対象となるせせらぎ水路管理会は、以下の団体とする。

- (1) 自治会、婦人会、老人会、子供会等の公共的団体を母体とする団体
- (2) その他市長が適当と認める団体

(対象区域)

第 3 条 対象水路は、公共下水道管理者が維持管理するもので、かつ日常的に下水の処理水が流されている公道内の水路とする。

(活動内容)

第 4 条 せせらぎ水路管理会の活動内容は次のとおりとする。

- (1) せせらぎ水路の活用
- (2) せせらぎ水路の良好な維持管理
- (3) その他 せせらぎ水路の広報活動

(遵守事項)

第 5 条 せせらぎ水路管理会は、次の事項を遵守することとする。

- (1) 水環境保全や安全な活動のための市民啓発について神戸市と協力して行うこと。
- (2) 施設の損傷や事故を発見したときは速やかに神戸市に連絡すること。
- 2 せせらぎ水路管理会は、次の各号に該当する行為を一切してはならない。
 - ① せせらぎ水路の機能及び管理に支障を来す行為
 - ② 地域の合意に基づかない行為
 - ③ 本要綱上の権利を譲渡する行為

- ④ もっぱら営利を目的とする行為
- ⑤ 特定の者の利益に寄与する行為

(申請手続)

- 第6条 セセらぎ水路管理会は、結成に際し、「セセらぎ水路管理会結成届」(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、所管する建設局各水環境センターへ提出するものとする。
- 2 各水環境センターは「セセらぎ水路管理会結成届」を受理したときは、速やかに適当な団体かどうかを審査し、妥当と認めるときは「セセらぎ水路管理会組織認定書」(様式第2号)を交付する。
- 3 前項の認定書の交付を受けた団体は、「セセらぎ水路管理会活動内容申請書」(様式第3号)を所管する各水環境センターへ提出するものとする。

(活動に対する助成)

- 第7条 第3条に該当する区域を対象とするセセらぎ水路管理会の活動のうち、次の各号に掲げる活動を助成対象とする。
- (1)セセらぎ水路内および周辺の清掃活動
- (2)セセらぎ水路の活用および広報につながる活動
- (3)その他市長が助成に適すると認める活動
- 2 助成対象となる活動内容は「セセらぎ水路管理会活動内容申請書」(様式第3号)により確認するものとする。

(助成金の交付)

- 第8条 市長は前条の活動に対する助成金として次の各号に該当する額を交付する。
- (1) 前条の助成金については、別表-1 に定める額とする。
- (2) 上記により算出した額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- (3) 年度途中で新たに発足したセセらぎ水路管理会への助成金の算出については、月数に応じて月割計算(1月未満の端数切捨て)によるものとし、算出した額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請、決定)

- 第9条 前条の助成金の交付を申請しようとする場合は、「セセらぎ水路管理会に対する助成金交付申請書」(様式第4号)に活動内容申請書等其他市長が指示する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は前項の交付申請を受け付けた場合は、速やかにその内容及び助成の適否を審査したうえで助成金の交付を決定し、その結果を「セセらぎ水路管理会に対する助成金交付決定通知書」(様式第5号)によりセセらぎ水路管理会に通知するものとする。

- 3 市長は第1項の交付申請の内容及び助成の適否を審査したうえで助成金の不交付を決定した場合、その結果を「せせらぎ水路管理会に対する助成金不交付決定通知書（様式第6号）」によりせせらぎ水路管理会に通知するものとする。

（助成金の概算払の請求）

第10条 助成金は、前条の交付決定後、概算払することができる。せせらぎ水路管理会は、助成金の概算払を受けようとするとき、交付決定通知受領後速やかに「助成金概算払請求書（様式第7号）」を市長に提出しなければならない。市長は、その請求内容が適当と認めたとき、せせらぎ水路管理会に対し、概算払で助成金を交付する。

（活動実績報告）

第11条 せせらぎ水路管理会は事業終了後速やかに、次の各号に定める書類により助成金交付年度の活動実績を市長に報告しなければならない。

- （1）活動報告書（様式第8号）
- （2）収支報告書（様式第9号）
- （3）その他、市長が必要と認めるもの

（交付額の確定及び精算）

第12条 市長は、補助金規則第16条により交付額の確定を行ったときは、「助成金額確定通知書（様式第10号）」により、速やかにせせらぎ水路管理会に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第16条により交付額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、前項の報告受理後5日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の助成金の返還を命じるものとする。

3 せせらぎ水路管理会は、市長から前項の請求があった時は、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（助成金の交付決定の取り消し）

第13条 市長はせせらぎ水路管理会が次の各号に該当するとき、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- （1）申請内容に事実と異なる記述があったとき
- （2）助成金を他の目的に使用したとき
- （3）市長が付した条件又は指示等に従わなかったとき

（助成金及び物品の返還）

第14条 市長は前条の規定により、助成金の交付決定を取り消された場合で既にせせらぎ水路管理会に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 セセらぎ水路管理会の活動を廃止する場合、「セセらぎ水路管理会活動廃止届」(様式第 11 号)を提出し、助成金に残金があるときは、市長は期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

(施行細目)

第 15 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は建設局長が定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表－ 1

せせらぎ管理会への助成金交付基準

せせらぎ水路の床面積（㎡）	助成金額（年度）
1 ㎡あたり	270 円

(様式第 1 号)

せせらぎ水路管理会結成届

年 月 日

神戸市長あて

団体名 _____

代表者の住所 _____

代表者の氏名 _____

せせらぎ水路管理会を結成しましたので、せせらぎ水路管理会に関する要綱第 6 条第 1 項に基づき届け出ます。なお、当届けが認定された場合は、せせらぎ水路管理会に関する要綱を遵守して活動することを誓約いたします。

記

1 役員名簿

2 活動区域

3 活動開始日

(様式第1号添付)

役 員 名 簿

[illegible]

構成団体調書：該当箇所を○で囲み、（）内にその母体の名称があれば記入してください。

自治会 () ()

婦人会 () ()

老人会 () ()

その他 () ()

(様式第2号)

せせらぎ水路管理会組織認定書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

团体名

代表者の住所

代表者の氏名

様

神戸市長

年 月 日付で届出のありましたせせらぎ水路管理会結成届について、審査した結果適当と認めましたので、認定書を交付します。なお、活動にあたっては、せせらぎ水路管理会に関する要綱を遵守していただきますようお願いします。

記

1 活動区域

2 活動開始日

担当 神戸市建設局 水環境センター

電話

(様式第 3 号)

年度 せせらぎ水路管理会活動内容申請書

1 団体（せせらぎ水路管理会）名 _____

活動水路名	面積	m2
-------	----	----

記入者	電話番号
-----	------

2 活動内容選択表 ※活動される作業及び頻度の□にチェックをしてください。

☐ 清掃
 ☐ 年 4 回
 ☐ 年 6 回
 ☐ 月 1 回
 ☐ 月 2 回
☐ 週 1 回以上
 (その他)

□ せせらぎ水路活用に関すること
内容：

□ その他 広報等
内容：

(様式第 4 号)

せせらぎ水路管理会に対する助成金交付申請書

年 月 日

神戸市長あて

団体名 _____

代表者の住所 _____

代表者の氏名 _____

せせらぎ水路管理会に関する要綱第 9 条第 1 項に基づき次のとおりせせらぎ水路管理会に対する助成金の交付を申請します。

申請額 _____ 円

ただし、 年度分のせせらぎ水路管理会に対する助成金

(様式第 5 号)

せせらぎ水路管理会に対する助成金交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

団体名

代表者の住所 _____

代表者の氏名 様

神戸市長

年 月 日付で申請のありましたせせらぎ水路管理会に対する助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。なお、助成金の交付については、別に「助成金概算払請求書」を提出していただきますようお願いいたします。

記

年度 助成金交付額 円

担当 神戸市建設局 水環境センター
電話

(様式第 6 号)

せせらぎ水路管理会に対する助成金不交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

団体名 _____

代表者の住所 _____

代表者の氏名 _____ 様

神 戸 市 長

年 月 日付で申請のありましたせせらぎ水路管理会に対する助成金の交付について、下記の理由により不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

1 不交付とした理由

担当 神戸市建設局 水環境センター
電話

(様式第 7 号)

助成金概算払請求書

年 月 日

請 求 金 額	
---------	--

上記のとおり、助成金を交付されたく請求します。

神戸市長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

・振込先口座

金 融 機 関 名		銀行 金庫		支店
預 金 種 目	1. 普 通 2. 当 座 3. そ の 他 ()			
口 座 番 号				
口 座 名 義 (カタカナ)				

(注) 口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、
助成金受領委任状（様式第 12 号）を提出すること。

(様式第 8 号)

年度 活動報告書

年 月 日

神戸市長あて

团体名_____

代表者の住所 _____

代表者の氏名 _____

「せせらぎ水路管理会に関する要綱」第 11 条に基づき、下記の通りの活動報告書を提出します。

[illegible]

[illegible]

写 真 台 帳

(作業内容)

月 日 撮影

写 真 貼 付

(作業内容)

月 日 撮影

写 真 貼 付

(様式第 9 号)

年度 収支報告書

団体名 _____

収入の部		
項目	金額	摘要
計		
収出の部		
項目	金額	摘要
計		
差し引き		
項目	金額	摘要

年 月 日

会計 _____

監事 _____

(様式第10号)

助成金額確定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

団体名 _____

代表者の住所 _____

代表者の氏名 _____ 様

神 戸 市 長

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、助成金額を確定したので通知します。

記

助成金の確定額		円
特 記 事 項		

(様式第 11 号)

せせらぎ水路管理会活動廃止届

年 月 日

神戸市長あて

団体名 _____

代表者の住所 _____

代表者の氏名 _____

せせらぎ水路管理会の活動を廃止しますので、せせらぎ水路管理会に関する要綱第 14 条第 2 項に基づき届け出ます。なお、既に交付を受けた助成金については、清算の後、余剰が生じた場合、指示に従い返還します。

記

1 活動区域

2 活動廃止年月日 年 月 日 (予定)

3 添付書類

(1) 活動報告書

(2) 収支報告書

(3) その他

(様式第 12 号)

助成金受領委任状

年 月 日

神戸市長 宛

(委任者)

住 所	
団 体 名	
代表者名	

私は、下記 1 受任者を代理人と定め、下記 2 の補助金等に係る下記 3 の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者

住 所	
団 体 名	
代表者名	

2. 補助事業等の名称

3. 受領委任する金額

金		円
---	--	---

4. 振込口座

金 融 機 関 名		銀行 金庫		支店
預 金 種 目	1. 普 通 2. 当 座 3. そ の 他 ()			
口 座 番 号				
口 座 名 義 (カタカナ)				